

償却資産の実務



株式会社 総合鑑定調査

令和4年2月号

地方自治体の税務職員に、毎号、税務の学び方、実務、Q&A、税制改正のポイントなど、最新の情報をお伝えします。

【コラム】「償却資産申告書」受理の工夫②

※ 所有者コード		作成 区分
8 短期耐用年数の承認	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
9 増加償却の届出	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
10 非課税該当資産	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
11 課税標準の特例	<input checked="" type="radio"/> 有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
12 特別償却又は任意記載	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
13 税務会計上の償却方法	<input checked="" type="radio"/> 定率法 <input checked="" type="radio"/> 定額法	
14 青色申告	<input checked="" type="radio"/> 有・ <input checked="" type="radio"/> 無	

「増加償却」その適用期間が数年に渡るため、課税標準額の算出を行わなければならない。それを初年度のみ適用処理で翌年からの処理を失念してしまう事例

「非課税」「課税標準額の特例」は、届出書及び、税法で、その内容を確認していく。

各 道 府 県 総 務 部 長
(市町村税担当課扱い) 殿
東 京 都 総 務 ・ 主 税 局 長
(市町村税・固定資産税担当課扱い)

総務省自治税務局固定資産税課長
(公印省略)

固定資産税の課税事務に対する納税者の信頼確保について

固定資産税に係る市町村の事務上の問題に起因する課税の誤りは、納税者の固定資産税制度に対する不信を招きかねないことから、総務省においては、「平成 26 年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」

固定資産税及び都市計画税に係る税額修正の状況調査結果

	土地	家屋
①課税・非課税認定の修正	7.5%	1.4%
②新增築家屋の未反映	—	20.6%
③家屋減失の未反映	—	23.6%
④現況地目の修正	15.8%	—
⑤課税地積・床面積の修正	3.1%	2.9%
⑥評価額の修正	29.9%	29.7%
⑦負担調整措置・特例措置の適用の修正	22.9%	1.9%
⑧納税義務者の修正	15.2%	13.4%
⑨その他	5.6%	6.4%

固定資産税及び都市計画税に係る税額修正の主な原因及び各市町村における防止策

1. 課税・非課税認定の修正

税額修正原因

◎ 非課税認定の誤り

- 保安林(非課税)指定の把握漏れによる課税
- 道路敷地(非課税)への課税
 - ・ 未分筆の土地等の道路敷地部分への課税
 - ・ 現況が道路との納税者からの指摘による修正
 - ・ 道路(非課税)として使用されなくなった土地の現況把握漏れ
- 行政が取得した用地(非課税)の登記未了による課税
- 文化財指定(非課税)の把握漏れによる課税
- 行政財産(非課税)を売却した後の賦課漏れ
- 医療法人が行う社会福祉事業に係る固定資産(非課税)への課税
- 宗教法人が境内建物(非課税)として使用開始した家屋への課税
- 協同組合が所有・使用する事務所及び倉庫(非課税)への課税

◎ 法定免税点の判定誤り

- 法定免税点以下と誤って判断

◎ 電算システムのプログラムミス・入力誤り

- 電算システムのプログラムミスによる課税・非課税区分誤り
- 電算システムへの入力誤りによる課税・非課税区分誤り

◎ 都市計画税の課税地域の把握誤り

- 市街化調整区域等への都市計画税の誤課税
- 市街化区域の把握誤りによる都市計画税の課税漏れ



等

防止策(非課税措置の適切な周知等)の具体例

- 医療法人に対して、非課税措置や申告方法について周知(なお、条例により申告制度を置いている)。
- 毎年度、医療・福祉担当課に対して、賦課期日における事業の実施状況の情報を照会する。
- 担当職員に対する研修において、非課税措置の内容と周知方法、情報入手方法について説明。

[参考]<B市における非課税措置の周知方法の例>

では、医療法人が運営する高齢者の施設は、すべて非課税なのか？

法令読解ポイント（誰に何を、等）

地方税法348条十の五

「社会福祉法人その他政令で定める者が老人福祉法第五条の三に規定する老人福祉施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの」

- ⇒ 「社会福祉法人その他**政令で定める者**」とは
⇒ 次は、どこを調べる？

（法第三百四十八条第二項第十号の五の政令で定める者等）

地方税法施行令

第四十九条の十三 法第三百四十八条第二項第十号の五に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 老人福祉法附則第六条の二の規定により社会福祉法人とみなされる農業協同組合連合会
- 二 公益社団法人、公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会(略)、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、健康保険組合、健康保険組合連合会(略)、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団及び**医療法人**
- 三 前二号に掲げる者以外の者で老人福祉法第二十条の七の二に規定する老人介護支援センターの設置について同法第十五条第二項の規定による届出をしたもの

養護老人ホーム	社会福祉法人
特別養護老人ホーム（＝介護保険法上の「介護老人福祉施設」）	社会福祉法人、老人福祉法附則第6条の2の規定により社会福祉法人とみなされる農業協同組合連合会
老人デイサービスセンター（＝介護保険法上の「通所介護」「認知症対応型通所介護」を行う施設）	社会福祉法人、老人福祉法附則第6条の2の規定により社会福祉法人とみなされる農業協同組合連合会、公益社団法人又は公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、健康保険組合、健康保険組合連合会、厚生年金基金（略）、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団及び医療法人
老人短期入所施設（＝介護保険法上の「短期入所生活介護」を行う施設）	
軽費老人ホーム（ケアハウスを含む。）	
老人福祉センター	
老人介護支援センター	社会福祉法人、老人福祉法附則第6条の2の規定により社会福祉法人とみなされる農業協同組合連合会、公益社団法人又は公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団及び医療法人（略）

適用期間等が数年に及ぶため 誤謬発生しやすい事例



無料低額診療事業の概要

- 無料低額診療事業は、社会福祉法第2条第3項第9号の規定に基づき、生計困難者が、経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料又は低額な料金で診療を行う事業。
- 無料低額診療事業は第二種社会福祉事業として位置付けられており、固定資産税や不動産取得税の非課税など、税制上の優遇措置が講じられている。

【対象者】

低所得者、要保護者、ホームレス、DV被害者、人身取引被害者等の生計困難者

【無料低額診療事業の基準】

生活保護法による保護を受けている者及び無料又は診療費の10%以上の減免を受けた者の延数が取扱患者の総延数の10%以上であること等

地方税法 第348条第2項第10号の7

第十号から前号までに掲げる固定資産のほか、社会福祉法人その他政令で定める者が社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業（同条第三項第一号の二に掲げる事業を除く。）の用に供する固定資産で**政令**で定めるもの

地方税法施行令 第49条の十五第二項第四号

社会福祉法人又は前項第一号若しくは第六号に掲げる者（同号に掲げる者にあつては、総務省令で定めるものに限る。）が実施する社会福祉法第二条第三項第九号に掲げる事業の用に供する固定資産で**総務省令**で定めるもの

地方税法施行規則 第10条の7の6 ..

（一部抜粋）

三 無料又は低額診療患者の割合が百分の五以上百分の十未満である事業の用に供する固定資産（無料又は低額診療患者の割合から**百分の五を減じた割合に五を乗じた割合に百分の七十五を加えて得た割合**に相当する部分に限る。）



5 無料低額診療事業に係る税制優遇

区分	税目	税制優遇を受けられる主体
国税	法人税	社会福祉法人、民法法人
地方税	法人住民税	社会福祉法人、民法法人
	固定資産税、不動産取得税	社会福祉法人、日本赤十字社、民法法人、農協、生協及び宗教法人(旧社会福祉事業法の届出を行った場合のみ)

(注) 固定資産税については、受診者割合に応じて非課税の範囲が異なる。

- 1 受診者割合 10%以上 → 非課税
- 2 受診者割合 5%以上 10%未満 → $(\text{受診者割合}(\%) - 5) \times 5 + 75(\%)$ の部分が非課税
- 3 受診者割合 2%以上 5%未満 → $(\text{受診者割合}(\%) - 2) \times 15 + 30(\%)$ の部分が非課税
- 4 受診者割合 2%未満 → 課税